

都市公園に関する基準について

| | |
|---------|---|
| 関係法律 | 都市公園法第3条、第4条 |
| 法律の内容 | これまで全国一律に制定されていた都市公園の配置及び規模に関する技術的基準等を、政令で定める基準を参酌して、地方公共団体が条例で定めること等とされました。 また、都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の都市公園の敷地面積に対する割合を、100分の2を参酌して地方公共団体が条例で定めること等とされました。 |
| 国の基準令 | 都市公園法施行令 |
| 独自基準の制定 | 現行の政令の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため、国の定める基準の内容を条例基準として決めました。 |
| 用語の説明 | 建ぺい率・・・建築物の建築面積の敷地面積に対する割合をいう。 都市公園・・・都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園又は緑地をいう。 |
| 条例施行予定日 | 平成25年4月1日 |
| 担当 | 都市整備推進室 63-8826 |